

◇執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市下水道施設維持管理審議会を執行機関の附属機関として設置することになりました。
- 2 この条例は、公布の日（令和 7 年 5 月 29 日）から施行することにした。

（建設局下水道部施設管理課）